

令和3年第1回広尾町議会定例会 第1号

令和3年3月3日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 会期の決定について
- 4 総務常任委員会報告
- 5 産業常任委員会報告
- 6 行政報告
- 7 令和3年度町政執行方針
- 8 令和3年度教育行政執行方針
- 9 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 10 報告第 1号 専決処分の報告について
- 11 選挙第 1号 広尾町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 12 議案第 2号 広尾町農林人材育成支援センター設置条例の制定について
- 13 議案第 3号 広尾町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第 4号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第 5号 広尾町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第 6号 広尾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第 7号 広尾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第 8号 広尾町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第 9号 広尾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第10号 広尾町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第11号 広尾町観光案内所指定管理者の指定について

22 議案第12号 町道路線の変更及び廃止について

○出席議員（13名）

1番 松田健司	2番 浜野隆
3番 萬亀山ちず子	4番 前崎茂
5番 北藤利通	6番 志村國昭
7番 星加廣保	8番 山谷照夫
9番 渡辺富久馬	10番 小田雅二
11番 旗手恵子	12番 浜頭勝
13番 堀田成郎	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	村瀬優
副町長	田中靖章
会計管理者	山崎勝彦
兼出納室長	山崎勝彦
総務課長	齊藤美津雄
総務課長補佐	柏崎弥香子
併総務課参事	西内努
併総務課主幹	山岸雄一
併総務課主幹	木幡幸雄
企画課長	雄谷幸裕
企画課長補佐	及川隆之
住民課長	西脇秀司
住民課長補佐	佐藤直美
住民課長補佐	楠本直美
住民課長補佐	山崎義和
兼住民課長補佐	佐藤清美
保健福祉課長	宝泉大
兼老人福祉センター所長	宝泉大
地域包括支援センター長	村上洋子
健康管理センター長	佐藤清美
保健福祉課子育て支援室長	浜頭力
兼子育て世代包括支援センター長	佐藤清美

認定こども園ひろお保育園長	道		尚	子
認定こども園ひろお保育園副園長	成	田	ま	ゆみ
兼 豊 似 保 育 所 長	成	田	ま	ゆみ
特別養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
兼養護老人ホーム所長	金	石	輝	義
農 林 課 長	平		浩	則
兼 町 営 牧 場 長	平		浩	則
水産商工観光課長	室	谷	直	宏
建設水道課長	前	田	憲	一
建設水道課主幹	北	藤	盛	通
兼下水終末処理センター長	前	田	憲	一
港 湾 課 長	森	谷		亨
港 湾 課 長 補 佐	安	岡	伸	弘

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	菅	原	康	博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
管 理 課 長 補 佐	山	畑	裕	貴
学校給食センター所長	山	岸	達	也
社 会 教 育 課 長	小	川	浩	司
兼 図 書 館 長	小	川	浩	司
兼 海 洋 博 物 館 長	小	川	浩	司

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	辻	田	廣	行
併 書 記 長	齊	藤	美	津雄

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大	林		忠
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木	下	利	夫
併 書 記 長	齊	藤	美	津雄

〈 農 業 委 員 会 〉

会				長	今	村	弘	美
併	事	務	局	長	平		浩	則
事	務	局	次	長	寺	井		真

○出席事務局職員

事	務	局	長	白	石	晃	基
事	務	局	次	保	坂	一	也
総	務	係	主	西	村		萌

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

1、議長（堀田） ただいまから、令和3年第1回広尾町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、北藤利通議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。

2月25日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。

次に、議会の動向ですが、各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、本定例会に町長から承認1件、報告1件、議案31件を受理しております。

また、議会から意見書案2件を受理しております。

また、3月11日に任期満了となる選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

次に、説明員の出席につきましては、別紙一覧表のとおり委任・嘱託の申出のあった関係者の出席を求めています。

次に、監査委員より令和2年11月から令和3年1月までの例月出納検査及び定例監査の報告があり、報告書は各自お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

また、一部事務組合議会の報告につきましても配付しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

一般質問は5人の議員から通告があり、3月9日に行います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定について

1、議長（堀田） 日程第3、会期の決定についてを議題とします。

この件は、さきに議会運営委員会が開催され、審査結果については配付した報告書のとおりであります。

本件に対する委員会の報告は、本日3日から3月12日までの10日間とするものです。

お諮りします。委員会の報告のとおり会期は本日3日から12日までの10日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3日から3月12日までの10日間とすることに決しました。

◎日程第4 総務常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第4、総務常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配布している定例会報告書30ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、旗手恵子議員、登壇の上、報告願います。

1、総務常任委員会委員長（旗手） 令和2年第4回定例会で承認を得た所管事務調査を実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告をします。

1、委員会の開催状況ですが、令和3年1月26日です。

開催場所、出席委員、出席説明員、出席議会事務局職員は、記載のとおりです。省略をさせていただきます。

2、調査の内容です。

(1)、第8期広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画について。

(2)、第3期広尾町障害者計画について。

資料に基づき説明を受けました。

1、計画策定の背景です。

介護保険事業計画は、令和3年度から令和5年度までを第8期計画として策定作業を進めている。

団塊の世代が後期高齢者となる今後を見据え、今計画では総人口や高齢者人口、介護サービスなどを令和12年度まで推計し、数値を計上している。

さらに、高齢者保健福祉計画では、その介護保険事業計画と一体的に策定するため、同一周期で見直しを行っており、長寿社会にふさわしい高齢者保健福祉の構築に向け、目指すべき基本的な目標を定め、その実現に向け取り組むべき施策を明らかにしている。

計画案策定には、「広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画運営推進委員会」の審議を経て行っている。

「第3期広尾町障害者計画」は、障がい者のための施策に関する基本的な方向を示す「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して策定する「市町村障害福祉計画」、さらには児童福祉法に基づく障がい児支援の提供体制の確保に関する事項を示す「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定する計画である。

町は、策定に当たり、「広尾町障害者計画策定委員会」に素案の作成をお願いし、計画（原案）としたということです。

2、高齢者の現状です。

平成30年度から令和元年度の2年間で、本町の人口は332人減少、65歳以上の高齢者は8人増加、高齢化率は令和2年1月1日現在、全道平均31.7%に比べ、本町は38.7%であり、75歳以上の後期高齢者率は20.5%から21.1%と伸びている。また、2040年以降、生産年齢人口割合が高齢化率より多かったのが、少なくなる推計となり、計画当初の推計値より高齢化が進んでいる。

日常生活圏域ニーズ調査では、前回調査と比べ、夫婦のみの高齢者世帯の増加が見られる。一方、本町の要支援・要介護の認定率は、14から15%台で推移している。令和元年度認定率、北海道は20%、全国は18.5%です。

3番目、これまでの取組状況です。

いきいき百歳体操の体制づくり、運動機能・口腔機能の向上、栄養改善教室「ころばぬための貯筋教室」の充実。

4番目に、新たに開始・充実した主な取組です。

リハビリ専門職による「いきいき百歳体操」姿勢指導・歯科衛生士による「かみかみ百歳体操」の指導。

介護予防・福祉ボランティア養成及びポイント制事業、介護予防ポイント事業の充実。

複合型介護予防事業、「ころばぬための貯筋教室」の実施などです。

地域リハビリテーション活動支援事業によるリハビリ専門職の機能評価・助言の充実。

介護予防知っ得ミニ講座メニューに薬剤師・地域支え合い推進員・コミュニティソーシャルワーカー講話を追加しています。

歯科衛生士による口腔指導・維持活動の充実を行っているということです。

第8期計画の基本理念・基本目標と施策項目。

本町の高齢者施策は、第6次広尾町まちづくり推進総合計画の基本目標である「住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を目指す。

高齢者、障がい者等全ての町民が抱える生活課題に対して、人と人、人と社会のつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指す。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年及び現役世代が急減する2040年を見据え、推計人口等から導かれる介護需要を踏まえ、サービス基盤、人的基盤の整備を含め、3つの基本理念と9つの基本目標を掲げ計画的に取り組む。

基本理念の1です。まち全体で健康寿命を延ばし、自分らしい生活を人生の最期までおくることができる広尾町。

基本理念の2、多様なネットワークを築き、見守り・支え合える広尾町。

基本理念3、医療や介護が必要になっても療養・ケア・暮らしの場所について、誰もが選択と意思決定ができる広尾町。

基本目標と施策項目。

(1)、自立支援・介護予防・重度化防止の推進。

(2)、福祉サービスの充実と暮らしの基盤整備。

- (3)、認知症施策の推進。
- (4)、在宅医療・介護連携の強化。
- (5)、地域包括ケア会議の推進。
- (6)、積極的な社会参加と見守り・支え合いの推進。
- (7)、権利擁護の推進。
- (8)、相談体制の充実です。
- (9) 番目に、介護保険制度の円滑な運営。

具体的な取組の(1)は、自立支援・介護予防・重度化防止の推進です。①つには、自立支援・介護予防・重度化防止の推進、②つ目には、生活習慣病と重症化の予防ということです。

(2)として、福祉サービスの充実と暮らしの基盤整備。①から③まで記載のとおりです。

(3) 番目に、認知症施策の推進です。普及啓発、予防・容態に応じた支援体制、家族を支える仕組み・地域での支え合いをうたっています。

(4) 番目には、在宅医療・介護連携の強化、在宅医療・介護連携推進事業の充実を挙げています。

(5)として、地域包括ケア会議の推進です。

それから、(6) 番目には、積極的な社会参加と見守り・支え合いの推進です。①、②と記載のとおりです。

(7) 番目、権利擁護の推進。

それから、(8) 番目には、相談体制の充実。

(9)は、介護保険制度の円滑な運営です。

次のページで、この説明を受けて主な質疑として委員からは、コロナ禍の収束が見込めない中で、いきいき百歳体操の実施などを見込めないのではないかと質疑がありまして、それに対しては、感染対策をしながら実施をしているということでした。

また、委員から広尾町役場での障がい者の雇用状況はどうなっているかとの質疑があり、これに対しては、地方公共団体における法定雇用率は2.5%、広尾町役場の障がい者雇用数は2人、雇用すべき障がい者数と雇用している障がい者数が同数であり、法定雇用障がい者数については目標が達成されているとの説明がありました。

(3)は、第3次広尾町生涯学習推進計画についてです。

資料に基づき説明を受けました。

計画の期間は、「第6次広尾町まちづくり推進総合計画」との整合性を持たせるため、令和3年度から令和12年度までの10か年間としている。ただし、これからは、これまで経験したことのない速度で技術が発展し、社会の急激な変化が続くため、計画の推進に当たっては必要に応じて見直しを行うとのことである。

少子化が進行する中、人生100年時代を迎え、また、超スマート社会の実現に向けて人工知能などの技術革新が急速に進む中、豊かな人生を生き抜くために、子どもについては「生きる力」を、成人については自立した一人の人間として力強く生きていくための「総合的な力」を身につけること

を支援する必要がある。

全ての人々が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを生かして活躍できることが求められている。いつでも、どこでも、何度でも学べる環境をつくることが重要になってくる。家庭教育・学校教育・社会教育など様々な機会を生かして、学び合う地域社会を目指すための計画との説明でありました。

主な質疑では、「子どもの自己肯定感を高める努力」を全力で取り組んでほしいと委員からありました。

また、計画に記述はないが、「広尾高校の存続」は最重要課題である。中高一貫教育も、広尾高校があつてこそと思われるとの委員からの質疑がありました。

以上です。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

◎日程第5 産業常任委員会報告

1、議長（堀田） 日程第5、産業常任委員会報告を行います。

本報告は所管事務調査であり、報告書は配付している定例会報告書37ページです。

ここで、委員長の報告を求めます。

産業常任委員会委員長、渡辺富久馬議員、登壇の上、報告願います。

1、産業常任委員会委員長（渡辺） 産業常任委員会所管事務調査報告を行います。

令和2年の第4回定例会で承認を得ました所管事務調査を下記のとおり実施しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

記として、1、委員会の開催状況でありますけれども、開催日は令和3年2月5日金曜日、以下は記載のとおりであります。

2、調査の内容でありますけれども、（1）、広尾町起業家等支援事業について、資料に基づきまして説明を受けました。

なお、事業の概要、①、②、③番、ここまでは平成29年1月の所管事務調査にて報告済みでありますので、お目通しいただきたいというふうに思います。

次に、変更になった部分、④ですけれども、補助金交付限度額ですが、1）、起業家等支援事業、1回限りとし、対象経費の2分の1以内で100万円を限度とする。空き店舗等を活用する場合は、当該経費の10分の10以内。

2）、新製品につきましては同じです。

次に、⑤から⑦でありますけれども、これも平成29年1月に所管事務調査で報告済みでございます。お目通しいただければと思います。

次に、⑧でありますけれども、これまでの実績です。

1)、平成27年度から29年度までの補助事業者数が、平成27年度が4件、平成28年度が5件、平成29年度が3件というふうになっております。

なお、ここに記載ありますけれども、平成27年度の4件のうち1件が途中廃業しております。補助金返還要求をした結果、令和2年9月で返済が完了しているとのこと報告がありました。

次に、2)番の平成30年度からの主な改正点でありますけれども、先ほど言いましたように上限を200万円から100万円に、第2創業を対象外、連帯保証人を2名立てること、補助金の交付時期を事業完了後に、また、運転資金は対象外にするなどの改正を行ったところであります。

なお、平成30年度から令和2年度までの3年間、補助事業者数につきましては、平成30年度、令和元年度がゼロ、それから令和2年度が2件というふうに説明を受けております。

また、補助事業者の事業報告でありますけれども、1件の廃業以外、雇用が生まれ、業績を伸ばしている事業所もあり、全体的におおむね順調に経営を継続しているとのことあります。また、令和2年の事業報告は、新型コロナウイルスの影響で全体的に厳しい経営状況の報告が見込まれております。

次に、主な質疑でありますけれども、委員から、支援制度は管内で何町村が実施しているのか。更別村では、空き店舗対策に多額の支援をしている。また、事業規模によって補助金が変わっているという質問があり、説明は、管内13町村が実施していて、更別村はふるさと創生資金を利用しております。また、この事業は新規起業の呼び水となっているとの説明がありました。

また、委員から、第6次まちづくり推進総合計画の空き店舗対策や新製品開発の動向はという質問に対し、空き店舗の利用は優遇措置が取られている。新製品開発の対応はPRが必要であり、4月の広報にてPRを予定しているとの説明がありました。

最後に、損益の報告については、町の事業としても検証する必要もあるのではないかという質問があり、経営については町としてしっかりと検証するが、元来は事業者に対し報告を求めているとの説明がありました。

以上、産業常任委員会所管事務調査の報告といたします。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑を終結します。

以上で、産業常任委員会報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

1、議長（堀田） 日程第6、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 令和3年第1回広尾町議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

行政報告を行います。

まず、1点目の2月1日発生の断水事故についてであります。

令和3年2月1日の午前11時頃、広尾市街地の一部において、約950世帯で断水となる事故が発生いたしました。原因としては、配水池から浄水場へ水位などを伝達する機器の故障により、配水池に送水されなくなったためであります。町内2か所に給水所を設置し、住民対応をしたところであります。同日の午後3時頃までには全面復旧はしましたが、今後はこのようなことがないように、機器の管理に一層の注意を払い、事故のないよう万全を期してまいります。

次、2点目であります。2月16日発生の暴風に係る被害状況についてであります。

2月16日に発生した暴風に係る被害状況について報告いたします。

急速に発達した低気圧が北海道の東海上を通過したことにより、本町では風が非常に強い状態が続き、午前10時55分に最大瞬間風速37.9メートルを記録しました。町では、消防、消防団、警察などの関係機関へ協力要請するなど、対応を行ったところであります。

また、強風による倒木が原因で、午前9時59分に音調津、美幌、フンベ地区が停電となりました。美幌、フンベ地区は約1時間半後に復旧しましたが、音調津地区の完全復旧は約10時間後の午後8時15分でありました。冬季の長期間停電となったことから、地元消防団と連携して、一時的に暖を取れる場所として音調津総合センターを開設し、高齢者など支援が必要な方々を訪問して、状況確認を行ったところであります。

幸いこの暴風による人的な被害はありませんでしたが、一般住宅や事業所、公共施設等に大きな被害があったところであります。

2月26日現在の被害状況について報告いたします。一般家屋等に関する被害であります。役場、消防へ通報があったものについてであります。屋根や壁の損壊など家屋等への直接被害が15件、物置、倉庫などの損壊が10件、車両、電柱の被害が2件、倒木等の被害が2件、合計で29件の被害となっております。

次に、町有施設等に関する被害であります。公営住宅や街路灯、ごみステーションの損壊など16件の被害があり、調査中のものを除き、被害額は53万5,000円となっております。

また、町有施設以外のその他の施設等の被害であります。港湾関係で倉庫の損壊など12件の被害があり、被害額については現在調査中であります。

このたびの暴風による被害に遭われました町民の皆様には、心よりお見舞い申し上げるところであります。また、対応にご協力いただきました関係機関の皆様には、心よりお礼を申し上げます。これらの被害全件において、速やかに復旧対応を図ってまいります。

3点目の2月16日発生の暴風による民家破損事故についてであります。

2月16日火曜日午前11時頃、大型低気圧により発生した暴風により、旧広尾小学校の自転車置場の屋根の一部が強風により飛ばされ、西4条10丁目の民家の壁を破損する事故が発生いたしました。

被害を受けられた方並びに近隣住民の皆様には深くおわびを申し上げます。今後このような事故が起きないように施設の点検を進めてまいります。また、被害を受けた民家の修繕等につきましては、今後、町で対応をさせていただきます。

次、4点目のタニイソ海岸道路の供用の廃止についてであります。

平成17年3月より国道336号から移管のありましたタニイソ海岸道路であります。平成29年度に実施したトンネルの定期点検結果を踏まえて、本路線の黄金トンネル部分のみの供用を廃止するものであります。

別添資料の1ページに路線の位置図を示しております。お開きを願えればと思います。

道路利用者との協議を重ね、本路線の終点側でも昆布やフノリの漁場を引き続き使用したいとの強い要望もあることから、別に迂回路を設定してトンネル部分のみの供用を廃止するものであります。令和3年4月1日から供用を廃止いたしますので、報告をいたします。

国道336号から同時期に移管のありましたルベシベツ海岸道路の路線の廃止につきましては、本議会に提出させていただきますので、よろしく願いを申し上げます。

次に、5点目の多機能型事業所「ゆうゆう舎」の新築移転についてであります。

NPO法人の一まひろおが運営する多機能型事業所「ゆうゆう舎」の新築移転工事が2月19日に完了いたしました。

移転場所は公園通南4丁目10番地、旧ひろお幼稚園の跡地で、建物は木造平家建て、床面積486平方メートル、総事業費は1億5,284万円であります。

3月6日に落成式が行われる予定でありまして、生活介護事業と放課後等デイサービス事業が3月10日から、就労継続支援B型事業が翌11日から、それぞれ新しい施設で開始されます。

就労継続支援B型事業は、施設の新築移転を契機に利用定員が15人から20人に増員され、主力事業であるパンの製造販売につきましては、工房設備の整備や施設内にイートインスペースが設けられるなど、事業の充実が図られるところであります。

ゆうゆう舎が市街地に移転したことで、障がい者と地域の方々との新たな交流が育まれることが期待され、地域共生社会の実現に向けて、障がい者が自らの意思に基づき社会活動に参加し、自立して暮らせるよう引き続き支援をし、障害者福祉の向上に努めてまいります。

次に、6点目の第3期広尾町障害者計画の策定についてであります。

お手元の別冊1でございます。

本町における障がい者福祉施策は、基本計画としての障害者計画と、実施計画の障害福祉計画、障害児童福祉計画の3つの計画を一体化した、第2期広尾町障害者計画を中心として、平成30年度から令和2年度までの3年間推進してまいりました。

このたび、第3期広尾町障害者計画として新たに令和3年度から5年度までの期間の策定を行うべく、広尾町障害者計画策定委員会に諮問をし、ご審議いただき、先日、答申を頂いたところであります。

今回、第3期広尾町障害者計画は、令和3年度からの3か年間、本町における障がい者福祉施策に関する基本的な方向を示す、第5期広尾町障害者計画及び町の障がい福祉サービスについて、種類別に目標値を定める実施計画であります第6期広尾町障害者福祉計画並びに第2期広尾町障害児童福祉計画の3つの計画を、町の上位計画や国、道の指針、計画と調和を図りながら、一体的に策定しております。

先般の計画策定委員会からは、本町の障がい福祉が一層充実することを希望すると意見を付して答申が出されております。

今後は、本計画に基づき、障がいのある方が自らの意思決定の下に自立した生活体系や社会参加を選択できるよう、必要とするサービスが計画的に提供されるよう、さらに努めてまいります。

次、7点目の第8期広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画の策定についてであります。

別冊2になります。

本計画は、平成12年度から3か年を第1期として策定しており、今年度は平成30年度から第7期計画の最終年に当たっております。令和3年度から令和5年度の第8期計画の策定に当たりましては、広尾町高齢者保健福祉計画並びに広尾町介護保険事業計画運営委員会において、3回にわたってご審議いただき、答申を頂いたところであります。

第8期の計画では、今後3か年の高齢者人口の推計を基に、第7期計画の評価やニーズ調査等の結果を踏まえ、9つの基本目標によりまして、住み慣れた地域で誰もが自分らしく暮らし続けられる町を目指し、住民、関係者、事業者、行政が共に力を合わせて、地域包括ケアシステムの構築を図る内容となっております。

また、第8期計画の介護保険料は、基準月額4,400円、年額5万2,800円で、第5期から4期連続で同額のまま据置きとなっております。

今後は、本計画に基づき、医療、保健、福祉、介護が連携し、高齢者の方が安心して暮らせる支え合いのまちづくりに努めてまいります。

次、8点目の第3次広尾町生涯学習推進計画の策定についてであります。

別冊は3になります。

本町における生涯学習推進計画につきましては、平成13年度に第1次計画、そして平成23年度から始まった第2次計画は今年度に最終年を迎えております。

令和3年度から新たにスタートする第3次生涯学習推進計画につきましては、さきに議会の議決を頂きました第6次広尾町まちづくり推進総合計画との整合性を図り、さらには人生100年時代を踏まえ、町民の皆さん一人一人が生涯にわたり多様な学習機会を通して学び、それらの学習を支援する体制を整備するなど、生涯学習を総合的、体系的に推進するための指針となる計画を策定したところであります。

計画書につきましては、3月末の発刊を予定しており、町民の皆様にはダイジェスト版を全戸配布してまいります。

本日、議員の皆様には計画書の成案を配付させていただきましたが、現在、計画中の印刷発注を

行っておりまして、発刊後改めて配付をさせていただきます。

なお、本計画策定に当たりましては、広尾町生涯学習推進計画策定委員会に諮問をするとともに、まちづくり意見公募を行うなど協議を重ね、答申を頂いたところであります。

次に、9点目の北海道への職員派遣についてであります。

道では、市町村等との道の結びつきの強化を目的として職員交流を行っており、そのうち若手職員等の実務研修のため、このたび広尾町から北海道庁へ職員を派遣することになりましたので、ご報告をいたします。

派遣する職員につきましては、教育委員会社会教育課社会教育係、横山幸大主事28歳であります。派遣期間は、令和3年4月から令和4年3月までの1年間となります。

地域の発展に向けた道や道内の各地域における総合戦略の推進状況や、地域創生に係る交付金の活用方法などを取得し、今後のまちづくりに生かしてほしいと思っているところであります。

次、10点目の令和3年度任用の地域おこし協力隊の選考結果であります。

令和3年度任用の地域おこし協力隊につきまして、昨年12月から今年の1月にかけて3名の募集を行ったところ、道外の方3名、道内の方1名の4名から応募がありました。募集締切り後、第1次の書類選考を2月初めに行い、第2次選考の面接を2月16日と2月21日の2日間に分けて行った結果、3名を採用することにいたしましたので、概要について報告いたします。

1人目は、大阪府在住の30代男性で、企画課に配置し、産業などの担い手や労働力の確保に向けて町内の仕事に関する業務などを行っていただく予定であります。

2人目は、東京都在住の30代の男性で、企画課に配置し、都市部住民との関係人口の構築に関わる事業などを行っていただく予定であります。

3人目は、福岡県在住の20代男性で、農林課に配置し、町内の林業や木材産業の成長産業化に向けた取組などを行っていただく予定であります。

3名中2人が4月から着任予定であり、1人が年度途中の着任に向けて調整中であります。

続きまして、11点目の広尾町起業家等支援事業についてであります。

起業による産業振興の雇用や促進等を図ることを目的に、平成27年度から始めました起業家等支援事業であります。平成30年度の要綱改正後3年が経過し、商工会からの要望や3年間の事業実施を踏まえ、令和3年度からは連帯保証人を2名から1名に、要件を年収300万円以上または債務を負担するに足る資産等がある方にするなどの制度改正をすることといたしました。

今後におきましても、広尾町において新たに事業活動を行う方などを支援し、産業の振興や雇用の促進を図ってまいります。

12点目の新型コロナウイルスワクチンの接種についてであります。

ワクチン接種につきましては、町内の各医療機関における個別接種を基本としながら、健康管理センターを会場とする集団接種も併せて実施できるよう準備を進めております。

接種スケジュールは、65歳以上の高齢者の方、基礎疾患を有する方の順に優先接種を行い、その後、16歳以上の一般の方を対象に接種を進め、高齢者の方への接種は4月下旬以降から開始する予定であります。

高齢者の方への接種券の個別通知は、3月下旬までに行いまして、ワクチンが確保でき次第、接種の予約を受け付け、予約の方法については、防災無線や公式ウェブサイトにより、各医療機関の協力も頂きながら、町民の皆さんにお知らせをしております。

また、健康管理センター内に専用電話を開設し、ワクチン接種に関する相談に対応しております。

多くの町民の皆さんが一日も早く安全かつ確実に接種を受けることができるよう、引き続き準備を進めてまいります。

次に、13点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額の追加配分についてであります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。

別添資料の2ページをお開き願います。

初めに、第3次配分額について説明をいたします。

資料の左上の1、国の補助事業等の地方負担分に係る交付限度額として、本町に対して右側の(A)欄に記載の1億2,726万1,000円が追加配分されました。内訳といたしましては、光回線の町内未整備地区の整備を行う無線システム普及支援事業費等補助金の地方負担分を基礎として算定された1億2,371万7,000円を含むものであります。

その下の2であります。国の第3次補正予算の成立に伴う地方単独事業分に係る交付限度額として、さらに(B)欄に記載の1億1,465万8,000円の追加配分がされたところであります。内訳であります。1として新型コロナウイルス感染対応分が1,655万9,000円、2の地域経済対応分が9,809万9,000円であります。

次に、3の既に実施計画に盛り込まれた事業につきましては、予算措置されている33の事業への充当額が(D)欄に記載をされております3億7,427万8,000円となっております。

次に、今回新たに補正予算により盛り込む事業についてであります。左下の4のところであります。

1つ目は、庁舎飛沫防止対策備品整備事業であります。主に議場と議員控室に飛沫防止のパーティションを設置するものであります。

2つ目と3つ目が、小中学校感染症対策物品整備事業であります。

4つ目は、福祉・医療施設等新型コロナウイルス感染防止対策支援金であります。この額につきましては、一度給付しております町内の民間の福祉・医療施設に再度同額で給付をするものであります。

5つ目は、地域振興プレミアム付商品券の販売事業であります。これも一度やっておりますけれども、再度同じ規模で実施をするものであります。

6つ目は、中小企業等「新しい生活様式」導入支援事業であります。町内の中小企業及び個人事業主が感染防止対策を行う経費として、1件当たり10万円を限度に交付するものであります。既に先行して飲食店への支援を実施しておりますが、その他の中小企業等への事業所にも支援を拡大するものであります。

7つ目は、中小企業緊急支援事業給付金であります。本給付金につきましても昨年度一度給付しておりますが、再度給付をするものであります。今回は、1事業所当たり30万円の給付を基本に、特定業種には給付金を増額する方針であります。

以上が新たに追加した事業であります。

このうち2番を除く事業につきましては、繰越明許費として令和3年度に繰り越して実施をするものであります。

新たな事業の合計欄は、(E)欄に記載をしております9,087万円となるところであります。

次に、資料の右側の上段の表であります。令和2年度における配分額を整理しております。

第1次配分から今回追加された第3次配分までの累計は、(C)欄に記載の5億6,514万8,000円となります。

(C)欄の配分額累計から(D)欄と(E)欄に記載の各事業への充当額の合計4億6,514万8,000円を差し引いた残りの1億円につきましては、国における本省繰越しを希望し、令和3年度の予算において新たな事業を追加する予定となっているところであります。

続きまして、14点目の地方創生事業の事業効果の検証についてであります。

令和元年度中に実施した地方創生事業について、本年1月に第10回広尾町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会を開催し、広尾町総合戦略においてKPIを設定した事業、企業版ふるさと納税基金事業及び地方創生推進交付金事業の事業効果が検証されましたので行政報告させていただきます。

平成27年度に作成した第1期広尾町総合戦略につきましては、令和元年度が計画の最終年度であったところであります。

検証結果の詳細につきましては、担当課長補佐に説明をいたさせます。

以上であります。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

及川企画課長補佐。

1、企画課長補佐（及川） それでは、まず初めに、令和元年度に最終年度を迎えた広尾町総合戦略について、検証結果を説明させていただきます。

お手元の行政報告資料の3ページをご覧ください。

3ページ上段の政策分野1「雇用対策」につきましては、記載のとおり①から③まで3つの施策にそれぞれKPI（重要業績評価指標）を設定しておりまして、7項目のKPI達成率の平均は72%となっております。

表の右から2列目の事業効果の欄と右端の今後の方針の欄を順に説明します。

まず、施策①、第一次産業活性化につながる雇用・起業支援の事業効果は、地方創生に対して相当程度効果があったという評価となりまして、今後の方針としては事業内容の見直しであります。

施策②、十勝港の利活用の事業効果は、地方創生に対して効果があったという評価となり、今後

の方針は事業の継続であります。

施策③、地元産品の開発と伝承の事業効果としては、地方創生に対して効果があったという評価となり、今後の方針は事業内容の見直しという結果となりました。

下段の政策分野2「移住定住」につきましては、①から③まで3つの施策にそれぞれKPIを設定しておりまして、8項目のKPI達成率の平均は88%となっております。

施策①、移住体験の促進による交流人口拡大の事業効果は、地方創生に対して非常に効果的であったという評価となり、今後の方針としては事業内容の見直しであります。

施策②、豊かな自然の中で安心して暮らせる生活環境の充実の事業効果は、地方創生に対して相当程度効果があったという評価となり、今後の方針は事業内容の見直しであります。

施策③、都市部との交通機能や相談件数の充実の事業効果は、地方創生に対して効果があったという評価となり、事業の継続という結果となりました。

次に、4ページをご覧ください。

4ページ上段の政策分野3「少子化対策」につきましては、①から③まで3つの施策にそれぞれKPIを設定しておりまして、3項目のKPI達成率の平均は60%となっております。

施策①、若者の出会いの場創出の事業効果は、地方創生に対して効果があったという評価となり、今後の方針としては事業内容の見直しであります。

施策②、子育て・教育環境の充実の事業効果は、地方創生に対して効果があったという評価となり、今後の方針は事業内容の見直しであります。

施策③、地域拠点としての広尾高校活性化の事業効果については、地方創生に対して相当程度効果があったという評価となり、今後の方針は事業の継続という結果となりました。

次に、下段の政策分野4「ひとづくりと地域連携」についてであります。

①から④まで4つの施策にそれぞれKPIを設定しておりまして、8項目のKPI達成率の平均は64%となっております。

まず施策の①、広尾版コンシェルジュやまちづくりリーダーの育成の事業効果については、地方創生に対して効果があったという評価となり、今後の方針としては事業内容の見直しであります。

施策の②、まちのピーアール推進と情報発信の強化の事業効果については、地方創生に対して効果があったという評価となり、今後の方針は事業内容の見直しであります。

施策の③、サンタのまちがおこす新しい観光産業の事業効果については、地方創生に対して効果があったという評価となり、今後の方針は事業内容の見直しであります。

施策の④、各種施策実行をサポートする組織づくりの事業効果としては、地方創生に対して相当程度効果があったという評価となり、今後の方針は追加等さらに発展させるという結果となりました。

以上、政策分野1から4までを説明させていただきましたが、効果があったと評価された事業の中でも、今後の方針を事業内容の見直しとした施策が多くありまして、これらの施策については令和2年度からスタートした第2期の広尾町総合戦略に引き継がれまして、より効果の高い事業として内容の改善を図っていくという考えであります。

次に、資料の５ページをお願いします。

上段の企業版ふるさと納税寄附金事業、子ども農山漁村交流から始める「まち・ひとづくり」事業について検証結果を説明させていただきます。

移住・定住者数など、地域再生計画における３項目のＫＰＩ達成率の平均は５３％となっております。事業効果としましては、地方創生に対して相当程度効果があったという評価となり、今後の方針は事業の継続という結果となりました。

次に、下段の地方創生推進交付金事業、十勝・イノベーション・エコシステム推進事業について検証結果を説明させていただきます。

創業・起業件数など地域再生計画における３項目のＫＰＩ達成率の平均が８９％となっております。事業効果としては、地方創生に相当程度効果があったという評価となり、今後の方針は事業の継続という結果となりました。

次、６ページには、参考として、この第１期総合戦略に登載した主な事業・取組の一覧を掲載しております。

７ページ以降には、書面開催による委員会で各委員から出された意見を整理して掲載しております。

以上、説明とさせていただきます。

１、議長（堀田） 以上で、行政報告を終わります。

ただいまの行政報告に対する質問は、９日の一般質問時に発言を許しますので、本日午後３時までに具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

休憩します。

午前１０時５４分 休憩

午前１１時１０分 再開

再開します。

◎日程第７ 令和３年度町政執行方針

１、議長（堀田） 日程第７、令和３年度町政執行方針について説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

１、町長（村瀬） 令和３年度町政執行方針を申し上げます。

令和３年第１回広尾町議会定例会の開会に臨み、本年度の町政運営の所信を申し述べ、議員各位並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が全世界に広がり、いまだに終息の見通しが立たない状況の中、私たちの生活は激変し、町の経済はかつて経験したことのない深刻な打撃を受けています。今

後も感染防止と経済活動の両立を目指し、町民と力を合わせ、難局を乗り越えてまちづくりを進めてまいります。

町政に臨む基本姿勢であります。

私は、これまで地域の自立と豊かな暮らしを旗印にまちづくりを進めてまいりました。そして未来に向けて考える力、主体的に行動する機運が広がりを見せています。その中で、4期目は「活力と安心」をキーワードとして取り組んでおります。

産業・経済の活力、町民がまちを創る活力、住んでいて安心する福祉・医療・教育、子育て支援に全力を挙げて取り組みます。

本年度は、第6次まちづくり推進総合計画のスタートの年であり、着実に前進させ人口減少対策、地方創生に取り組んでまいります。

広尾町が持続的に発展していくためには、前例にとらわれない新たな発想と行動が必要であると考えています。行政サービスの質の維持・向上とともに、町政課題に的確に対応し将来を見据えた規律ある財政運営の基盤を築いていかなければなりません。

「第5次広尾町行政改革」後期の推進により、持続可能で健全な行財政運営の構築に向け取組を進めてまいります。

厳しく困難な時代だからこそ、安心して暮らしていくことができる町、次の世代に夢あふれる町として引き継ぐために全力を尽くし、町民の皆さんとともに英知を結集し期待に応えていく決意であります。

次に、主要施策の展開についてであります。

本年度の主要施策の展開につきまして、第6次広尾町まちづくり推進総合計画に掲げる5つの基本目標に沿って申し上げます。

1点目は、「活力ある産業のまち」であります。

(1)の水産業の振興についてであります。

本町の基幹産業である漁業を取り巻く情勢は、秋サケをはじめとする主要魚種の大幅な減産、魚価や消費の低迷等により、依然として厳しい経営状況が続いております。

前浜資源の早期回復と安定化を図るため、環境に合わせた適切な管理を漁協や関係機関と連携し、実施してまいります。

昆布については、漁場の機能維持と資源回復のため、雑海藻の駆除を国の水産多面的機能発揮対策事業を活用し、継続実施してまいります。

また、サケのふ化放流など資源安定増大に向けた事業や特産品の販路拡大の取組を支援してまいります。

ウニについては、北海道の地域づくり総合交付金を活用し、養殖技術の確立と新しい漁業の創出を目的に漁協が実施するウニ養殖企業化試験事業を支援してまいります。

マツカワについては、北海道栽培漁業振興公社から5万尾を購入し、飼育・放流事業を管内4町3漁協の広域連携により、引き続き進めてまいります。

漁業金融支援については、漁業近代化資金をはじめとする各資金の利子補給等を引き続き実施し

てまいります。

(2) の農業の振興についてであります。

本町の農業を取り巻く状況は、農家戸数の減少や労働力不足などが顕在化し、また、この間におけるＴＰＰはじめ大型自由貿易協定の相次ぐ発効により、食肉や乳製品など輸入畜産物の攻勢が強まりを見せるなど、依然として先行きが不透明な状況にあります。

こうした課題に対応しながら、次なる世代が希望を持てる「強い農業」「美しく活力ある農村」の創出を目指し、引き続き国費事業の活用により、生産基盤整備や担い手の育成・確保、経営の合理化を促進し、農村の持続性を高め、足腰の強い産業にしていくための取組を進めてまいります。

今、都市に住む人の中には農業・農村の価値や魅力を再認識し、都市と農村を往来したり、農村への定住を望むなどの動きが出始めております。

この機に、林業振興センターを一部改修し、人材づくりの拠点となる「宿泊研修施設」を整備するとともに、生産者とも連携・協働しながら、地域で支える体制を整え「就農」や「農活」に関心を持つ層の掘り起こしを強化してまいります。

また、生産者の離農に伴う経営基盤の円滑な継承が課題となっており、出し手と受け手の住環境を支える仕組みづくりなど、様々な課題解決を現場に寄り添って進めてまいります。

(3) の林業の振興についてであります。

森林は、社会生活基盤を構築する最も重要な役割を担う貴重な再生可能資源であり、その恩恵を将来にわたって享受するには、森林を適正に整備・保全することが重要であります。

引き続き、森林生態系の維持と適切な生産活動を通じて、森林の有する多面的機能の発揮や山村地域の振興を図ってまいります。

林道整備では、幹線大丸山線林道頂上付近で法面崩壊が拡大していることから、今後２か年で法面保護の改良事業を実施してまいります。

森林環境譲与税の活用では、「サンタの森の環境振興事業」に新たに取り組むこととしており、人材の育成・確保や就業環境の改善、町産木材製品「HIROO・SANTALAND・WOOD」のブランド力強化など、川上から川下に至る幅広い施策を効果的に推進し、地域材の利用促進に取り組んでまいります。

さらに、移住定住施策と併せ「林業・木材推進員」の地域おこし協力隊による地域内連携の調整、情報発信の強化などで町産木材のＰＲに取り組んでまいります。

また、引き続き新生児への「木の輪（わくわく）」の贈呈事業に取り組むなど、木育を広く浸透させることで、本町の森林のファンを増やしてまいります。

有害鳥獣対策では、広尾町鳥獣被害防止計画に基づき、行政、関係団体、猟友会など地域が一体となった捕獲体制の下、国の総合対策交付金を活用した被害防止対策を実施するほか、町単独事業として奨励金などを継続し、有害鳥獣の個体数調整と農林業被害の軽減に努めてまいります。

(4) の商工業の振興についてであります。

商工業については、人口減に伴う消費人口の減少、働き手不足や購買力の町外流出など大変厳しい経営環境にあり、今後の景気情勢などが見通せない状況となっています。

このため、引き続き町融資制度の利子補給や保証料の補填等を実施するほか、商工会が取り組む経営改善普及事業や地域振興事業などに継続支援してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的被害を受けている状況を踏まえ、事業の継続と雇用の確保を守るため、地域内経済循環や感染予防対策を推進するなど迅速かつ効果的な対策を商工会と連携を強化しながら進めてまいります。

住宅リフォーム支援事業については、町内経済の好循環、消費拡大や雇用の確保を図られるよう継続し、本年度から新築住宅にも対象を拡大して実施してまいります。

創業・起業の支援では、移り変わっていく環境の中で、新しく起業を目指す創業者等への支援に引き続き取り組み、活力とにぎわい、挑戦があるまちづくりにつなげていきます。

雇用・労働者対策については、雇用主や労働者の福利厚生を図られるよう「あおぞら共済」制度を維持する取組や、季節労働者の通年雇用化を推進する取組を支援してまいります。

「ふるさと納税」については、地域経済の活性化を促進させるよう各事業者と情報共有などの連携強化を図りながら進めてまいります。

(5) の観光振興とサンタランドについてであります。

観光振興については、広尾町観光協会をはじめ十勝観光連盟、四町広域宣伝協議会、日高東部・十勝南部広域連携推進協議会と地域間連携により、広域観光を推進してまいります。

観光案内所としている大丸山森林公園「サンタの家」の管理運営については、指定管理者制度を導入し、民間力の活用で、本町の観光情報の発信とサンタランドの魅力向上に努めてまいります。

シシャモをはじめとする特産品の魅力発信事業については、スタンプラリー、フェアの拡充や定期的開催など観光協会と連携し、さらなる魅力向上を図ってまいります。

本年度開催予定のイベントについては、新型コロナウイルス感染症の状況を慎重に見極めながら、代替方法を模索し、実施する際には感染防止対策を徹底するなど、より多くの方々に安全で安心して楽しんでいただけるよう関係機関と連携して進めてまいります。

日高山脈襟裳国定公園の国立公園化については、自然保護を図りつつ地域振興につなげるため、関係機関と連携し、早期指定に向けた取組や町民意識の醸成向上活動を実施してまいります。

サンタランド事業については、広尾らしい観光の核となるよう引き続きイルミネーションの充実を図るとともに、大丸山森林公園内の支障木撤去や花畑整備などの景観づくりを進め、通年で観光客を誘導できるよう様々な情報媒体の活用により、情報発信を強化してまいります。

また、サンタメールについては、さらなる魅力向上を図りながら、申込みや決済方法を見直すなど発送数を増やす取組を強化します。

「子供の夢を応援するプロジェクト」については、協力企業や地域を交えて進め、継続実施してまいります。

(6) の十勝港の利活用についてであります。

重要港湾「十勝港」は、日本有数の食糧基地を背後圏に持ち、農業をはじめとした流通拠点港として、また、漁業水産基地として、その役割は非常に大きなものとなっています。昨年の貿易額は、127億2,600万円と10年連続で100億円を上回り、地域産業の発展に大きく寄与しております。

昨年開催した「十勝港ポートセミナー」を契機に本州との物流の優位性について理解されつつあり、十勝を中心とした道東農水産品貨物の流動と農産品貯蔵施設の現況を調査し、物流拠点港としての将来性及び定期航路開設への可能性を順次調査してまいります。

今後も飼料コンビナート関連企業や農業関連企業等の誘致に取り組み、十勝港港湾振興会と連携しながら、港の利活用の促進に向けた取組を展開してまいります。

また、港湾施設の安全利用については、維持管理計画に基づく点検診断を実施してまいります。

大きな柱の2つ目、「安心して暮らせる支え合いのまち」であります。

(1) の子育て支援・地域福祉についてであります。

子育て支援については、昨年策定した「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て家庭の多様なニーズに応じた施策の推進に取り組んでまいります。

特に、妊娠期から成人になるまで切れ目のない支援が受けられるよう、子育てに関しての総合的な相談・支援を行う専門的な窓口として開設した「子育て世代包括支援センター」の機能充実を図り、子育て世代が安心して育児ができるよう適切な対応に努めてまいります。

また、認定こども園・保育所の3歳以上の保育料及び副食費の無償化を継続実施し、子育て世代の経済的負担の軽減と、子どもの成長に応じた教育・保育を行ってまいります。

少子化対策については、出産祝い金支給事業を創設するとともに、安心して出産するために、妊婦健診費用の助成に合わせて、通院費や産後の母子健診費の助成を継続してまいります。

また、特定不妊治療費及び不育症治療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図ってまいります。

健やかに生き生きと自立して暮らすことは、町民全ての願いであります。コミュニティソーシャルワーカーを継続して配置し、地域の困り事への対応や、支え合いなどの支援体制を充実してまいります。

避難行動要支援者の円滑かつ安全な避難を確保するため、要支援者に関する情報収集や、データの更新を継続して実施し、関係機関への情報提供と避難支援体制の整備を進めてまいります。

子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、誰もが安心して自立した日常生活を送ることができる環境をつくるために、社会福祉協議会や関係団体と一体となり、地域福祉の推進に取り組んでまいります。

(2) の高齢者、障がい者福祉と介護サービスについてであります。

高齢者福祉については、医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで送ることができるよう、本年度から始まる「第8期広尾町高齢者保健福祉計画・広尾町介護保険事業計画」に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の一層の充実を図ってまいります。

障がい者福祉については、「第3期広尾町障害者計画」に基づき、障がい者が社会の一員として尊重され、自らの意思に基づき地域の社会活動に参加し、自立して暮らせるよう、障がい者福祉の向上に努めてまいります。

地域で運営している「いきいき百歳体操」の普及や介護予防事業を継続し、主体的に介護予防に取り組む高齢者の増加を目指します。

さらに、保健事業と介護予防の一体化の推進とリハビリ等の専門職との協働により、心身の活動機能の低下で要介護状態に近づく「フレイル」の予防と重度化防止に努めてまいります。

また、「地域づくりから育つ ひろおの支え合い」を目標に、交流サロン活動のほか、様々な担い手や地域で見守り支え合う、生活支援体制を構築します。

買い物や通院における高齢者の足を確保するため、地域のニーズに応える新たな移動手段を検討し、持続可能な地域交通の確立を目指します。

また、自宅にしながら生活に必要なものを入手できるよう、「宅配便利帳」の普及とその活用の促進に努めてまいります。

適切な医療介護サービスを安心して受けられるよう、相談支援体制の充実と、多職種協働による医療・介護連携の強化を図ります。

認知症に関しては、認知症サポーター養成講座の開催や、地域で見守り支え合う活動「チームオレンジ」の充実を図るとともに、早期発見・早期対応とケアの質の向上の取組を進めてまいります。

継続した介護サービスの提供が行えるよう、サービスの担い手を育成するために「介護職員初任者研修」を開催するなど、介護人材の確保に向けて、重点的に取り組みます。

養護老人ホームと特別養護老人ホームの運営については、新型コロナウイルス感染症等の予防対策に万全を期すとともに、その中においても入所者が安心して自立した生活を送るために、心身の機能維持を図り、生きがいを持ち、日々穏やかな生活を送れるよう、引き続き入所者のニーズを尊重した施設サービスの創意工夫・充実に努めてまいります。

また、施設の整備・維持を図るとともに災害時等の危機管理体制を確立してまいります。

(3) の健康づくりについてであります。

新型コロナウイルス感染症については、ワクチン接種を希望する住民に迅速かつ安全に実施できるよう、町内医療機関と連携しながら進めてまいります。

また、感染予防に向けた住民への情報提供として、新北海道スタイルの取組を広報紙などで周知し、予防と感染拡大を防ぎ、安心して過ごせるように支援してまいります。

町民一人一人の健康づくりについては、健康寿命の延伸を目的に、特定健診、がん検診等の受診率向上に取り組んでまいります。

また、町民の健康を保持増進するため、健康教育、健康相談、家庭訪問などを積極的に実施してまいります。

歯と口の健康を守るために、口腔ケア事業を実施し、子どもから高齢者まで一貫した支援をすることで、生活習慣病予防につながる取組を進めてまいります。

(4) の医療体制についてであります。

広尾町国民健康保険病院は、安定的な医療の提供と、経営の改善を図るために地方独立行政法人へ移行し、3年目を迎えます。

MR I による脳や心臓の検査、がんなど早期発見が可能となる「スマイル検診」を新たに実施します。

最新鋭の医療機器による検査が身近な病院でできるようになるため、町民に広く周知し、受診の

促進を図ってまいります。

今後も、診療体制や専門外来の充実を図るとともに、入院病床を維持し、夜間・休日を含む24時間・365日、救急患者に対応できる地域の中核医療機関として、町民の生命と健康を守ります。

(5)の国民健康保険・後期高齢者医療についてであります。

国民健康保険は、北海道が責任主体となって4年目になります。北海道全体で安定的な財政運営を行い、効率的な事業の推進等、国保の中心的な役割を担っています。本町は町民と身近な関係の下、保険給付・保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を行い、地域医療の確保と町民の健康増進に努めてまいります。また、一層健全な保険運営のため、加入者負担の適正化を図り、あわせて、国民健康保険税の収納率向上に努めてまいります。

また、「第3期特定健康診査等実施計画」に基づき、メタボリックシンドロームに着目し、「特定健診」を実施するとともに、個々の生活スタイルに応じた特定保健指導を実施し、生活習慣病予防及び疾患の重症化予防に取り組んでまいります。

後期高齢者医療については、高齢者が安心して必要な医療を受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図り、円滑な制度の運用と適正な執行に努めてまいります。

大きな柱の3点目であります。「豊かな心を育み文化を高めるまち」であります。

子どもの「生きる力」を育むとともに、誰もが学び、豊かな感性を身につけられるよう、必要な資質能力を育む教育を推進してまいります。

総合教育会議において策定した「広尾町教育大綱」を柱に、学校教育、社会教育の充実と広尾高校存続に向け、教育委員会とのさらなる連携を図ってまいります。

このほか、教育関係の具体的施策につきましては、教育長から申し上げます。

大きな柱の4点目であります。「住みやすさが感じられるまち」であります。

(1)の防災・消防対策についてであります。

災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考えを防災の基本とし、住民の生命と財産を守り、社会経済活動への影響を最小限にとどめなければなりません。

災害に備えて、食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な物資の備蓄を進めるとともに、避難所における感染症の予防対策を進めてまいります。

また、住民や事業所、自主防災組織においても物資の備蓄が求められていることから、日頃からの備えについて啓発してまいります。

避難所が浸水区域となっている音調津地区の避難施設については、音調津スキー場跡地に建設し、地区住民の津波災害に対しての安全確保を図ってまいります。

本年は、避難行動を確認するための避難訓練に加え、避難所開設・運営マニュアルに沿った感染対策を意識した避難所開設訓練を実施して、マニュアルの点検を行うとともに避難所運営における住民相互の連携協力に対する意識の向上を図ってまいります。

また、引き続き自主防災組織の設立や育成支援を進め、自助・共助・公助をさらに高め、地域防災力の充実を図ってまいります。

台風などの大雨による流木等の海岸漂着物対策を確実に推進することを、引き続き国や北海道に

要請してまいります。

消防については、消防団活動への支援及び大規模多様化する災害に対応するため消防団員の一層の確保と、災害時の拠点となる消防施設の管理・補修を実施し、地域における防火・防災力の充実強化を図ってまいります。

(2) の交通安全・防犯対策についてであります。

町民が日常生活を送る上で安全と安心を享受するためには、交通安全や犯罪などに対する備えは欠くことができません。

交通安全については、交通事故撲滅を目指し、「デイライト運動」の普及に努め、幼児から高齢者まで各世代に即した交通安全啓発をはじめとした活動に関係機関、団体等との連携を図り、より一層の交通事故防止に努めてまいります。

防犯については、安全で安心して暮らせる町を目指し、警察署と連携した町民への必要な情報提供、町内会や関係機関との連携した防犯対策などに取り組み、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

消費者保護については、消費者の自主対策意識を高める運動がある中、悪質商法や特殊詐欺など、巧妙化する犯罪行為が後を絶たない状況にあります。

町民が安全・安心な消費生活ができるよう、町広報紙や防災行政無線などを活用し、注意を呼びかけるとともに、消費者相談員の配置や消費者対策パンフレットなどを配布し、消費者被害の未然防止に努めてまいります。

(3) の道路交通・公共交通対策についてであります。

高規格幹線道路帯広・広尾自動車道「大樹・広尾間」については、広尾市街までの全線新設が認められ、忠類大樹・豊似間の工事が進めております。今後も期成会を中心に要望活動に一層力を入れ、一日も早い全線開通を目指してまいります。

町道の維持補修や道路整備については、生活環境の向上を図るため、計画的に実施してまいります。

除雪については、町民の生活に支障のないよう迅速丁寧かつ効率的な態勢整備に努めてまいります。

公共交通については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、3区間のバス路線の運行状況は厳しい状況にあります。

十勝バス広尾線については、利用者の減少に加え、国の補助制度の見直しにより、沿線自治体の費用負担が増加しております。

バス利用者へのアンケート調査を行い、動向を把握して、沿線市町村の費用負担の軽減策を沿線市町村と関係機関で構成する協議会において、協議をしてまいります。

JR北海道バス日勝線「広尾・庶野間」については、地域住民の利用状況等を踏まえ、今後の方向性について、えりも町と協議してまいります。

また、札幌市と直結する都市間バス「高速ひろおサンタ号」は、現在、週4日の運行になっておりますが、住民にとっては必要性が大きく路線の維持に努めてまいります。

(4)の住宅環境対策についてであります。

公営住宅については、適切な維持管理を実施し、住宅環境の保全・充実に努めてまいります。

空き家対策については、住民の安全で安心な住環境を確保するため、町内にある危険な空き家等の取壊しに対し、引き続き助成を行ってまいります。

また、適切な管理が行われていない空き家等については、個別の状況・事情を把握し指導・助言等を行い、生活環境の保全を図るための措置と空き家等の利活用の促進に努めてまいります。

(5)の環境衛生対策についてであります。

環境衛生対策については、住民の理解と協力を得て、ごみの減量化と資源リサイクルを推進するとともに、資源循環型社会の実現に向けて取り組んでまいります。

また、ごみの不法投棄対策やペットの適切な飼育管理については、関係機関・団体等と連携を強化し住民意識の高揚を図り、清潔で住みよいまちづくりに努めてまいります。

(6)の上下水道の整備についてであります。

上水道事業については、老朽配水管の計画的な整備・改良を実施するため、管網整備計画に基づき、水道施設の適正な維持更新に努めるとともに、水道水の安定供給に一層努めてまいります。

簡易水道事業及び簡易給水事業については、老朽化した水道設備の計画的な整備と更新を引き続き実施し、水道施設の効率的な維持管理に一層努めてまいります。

公共下水道事業については、終末処理場の施設更新計画に基づき、機械設備の計画的な更新・改修を進めてまいります。

個別排水処理施設整備事業については、下水道未整備地域における生活環境改善のため、合併処理浄化槽の普及に取り組んでまいります。

大きな柱の5点目であります。

「次世代に引き継ぐことができるまち」。

(1)の町民が活躍するまちであります。

町民のまちづくりへの参加意識の向上を図るため、町民がまちづくりについて日頃思っていることなどを話し合う「まちづくり町民みらい会議」を開催し、将来的にまちづくりを担う人材の育成につなげてまいります。

町内会によるコミュニティ機能の維持に向けてあらゆる支援を行い、活発な町内会活動を促します。また、創立40周年を迎える町内会連合会の記念事業を支援してまいります。

自ら主体的にまちづくり活動に取り組む団体に財政的支援を行い、まちづくりへの町民参加をより一層推進してまいります。

若い世代の町民を町民通信員と位置づけ、広報紙やSNSを活用して情報発信してもらうなど、広報活動への「町民参加」を進め、情報発信力を強化します。

ウェブサイトの活用と併せて、読みやすく、分かりやすい広報紙づくりを進め、地域の魅力から身近な情報まで幅広く情報発信してまいります。

(2)の行財政運営についてであります。

人口減少、少子高齢化が続く中、地方財政を取り巻く環境は、地方交付税の減少など依然として

厳しい状況が続いております。

このような中、本町の令和2年度末の町債残高については、全会計を合わせ、約142億円と依然として高い水準にあります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が経済に与える影響は計り知れないものがあり、今後の財政収支の見通しは、さらに厳しい状況が予想されます。

第6次まちづくり推進総合計画を確実に実行するため、第5次行政改革大綱の後期の取組を推進するとともに、財政運営の効率化を図り、将来の世代に大きな負担を残さないよう、安定した財政の自立を目指し、健全で持続可能な財政基盤の確立に努めてまいります。

近隣市町村が、それぞれの魅力を生かしながら、相互に役割分担し、連携・協力することにより、広域化する行政課題への確に対応してまいります。

「定住自立圏の形成に関する協定書」に基づき、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取組を進めてまいります。

(3)の移住・定住、交流、関係人口の拡大についてであります。

様々な人口減少対策に取り組んでいるものの、これからも人口減少が続いていくことが予想される中、新たな時代に向けて、目まぐるしく変化する社会情勢に的確に対応する必要があります。

第2期広尾町総合戦略や本年からスタートする第6次広尾町まちづくり推進総合計画において、町の活性化に向けた様々なプロジェクトが掲げられており、その実施に当たり産業団体をはじめ関係機関と協力して、プロジェクトを推進してまいります。また、各プロジェクトのサポートや都市部との関係人口の拡大をさらに進めるため、地域おこし協力隊を配置してまいります。

地方創生の取組により、ふるさと納税や企業・都市部からの支援を得ることができる魅力あるまちづくりを進めてまいります。

移住定住対策は、国のふるさとワーキングホリデー制度を活用して関係人口の拡大推進を図り、移住体験モニターツアーにより、本町での生活イメージを具体的に持ってもらい、移住者の増加へつなげてまいります。

また、北海道との共同による東京圏から就業により本町に定着した場合の移住支援金を新たに創設します。

地域間交流が関係人口の拡大に大きく寄与することから、従来行っている交流を継続し、関係人口のさらなる拡大と、まちのにぎわいの創出に努めてまいります。

以上、令和3年度の町政執行に臨む私の所信を述べさせていただきました。

地方自治体を取り巻く環境は、厳しさが増す一方ですが、地域課題の解決に向けて、職員共々「活力のある、町民が安心して暮らせる広尾町」を築くため、全力投球してまいります。

議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

以上、令和3年度の町政執行方針といたします。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 以上で、町政執行方針を終わります。

昼食のため、休憩します。

午前 11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

◎日程第8 令和3年度教育行政執行方針

1、議長（堀田） 日程第8、令和3年度教育行政執行方針について説明を求めます。

菅原教育長、登壇願います。

1、教育長（菅原） 令和3年第1回定例会の開会に当たり、広尾町教育行政の執行に関する基本的な方針を申し上げます。

これからの学校には、一人一人の子どもたちが様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められております。

今後、これまで経験したことがない速度で技術が発展し、少子高齢化の中で、家庭環境の変化、人口減少や人口構造の変化という状況下において、子どもたちは、新しい社会に適応する力だけではなく、夢や自信、未知なる可能性に挑戦する心を持つことが重要であります。

このために、必要な教育を具体化する教育課程において、どのような資質・能力を身につけさせるかを明確にし、社会との連携及び協働する「社会に開かれた教育課程」を目指してまいります。

昨年からスタートした広尾高校におけるコミュニティ・スクールでは、小中学校と同じシステムで、各校とも地域住民からの要望を重点教育目標として掲げ、教育課程を通して、学校教育がよりよい社会を創るという理念を学校と地域が共有してまいります。

また、「広尾つ子応援団本部」では、学校を核とした地域づくりを目指し、地域と学校が相互に連携・協働して、様々な活動を進めてまいります。

町民一人一人が、生涯学び続け、活躍できる環境を整えるため、出前講座や自主講座をはじめとする学習機会や、社会教育・スポーツ団体への支援を充実していかなければなりません。社会人や高齢者の学び直しやライフステージに応じたスポーツ活動の推進など、学びを通じた地域づくりを目指してまいります。

教育委員会といたしましては、これまでの生涯学習の取組や成果、課題を検証し、家庭教育・学校教育・社会教育の関係機関や各団体との連携を進めながら、教育行政の推進に努めてまいります。

学校教育関係であります。

令和2年度から実施している、学校力向上に関する総合実践事業では、学校管理職のリーダーシップの下、教職員が一つのチームとなって、包括的な学校改善を推進してまいります。

基礎・基本的な知識の定着には、個に応じたきめ細やかな生活・学習指導と規律ある生活習慣の定着が大切です。そのために小中学校に教員補助員を9名配置するとともに、中学校に教科指導助手2名を配置し、指導の充実を図ってまいります。

教育ICTの活用では、全ての小中学校に1人1台のタブレット端末を配備し、教科書と連携したクラウド教材の導入により、教育的効果を高めるとともに、小学校でのプログラミング教育の円滑な実施に向けて、ハード・ソフト面で教育ICTの環境整備を進めてまいります。

小中学校における「道徳」の教科化に伴い、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方を考え、深める学習を通して、道徳的な判断力を養い、いじめを防止する体制づくりを進めるとともに、ネットトラブルの未然防止に向けた取組を強化してまいります。

さらに、学校生活の心理テストであるハイパーQ-Uテストを実施し、児童生徒の学校生活の資質向上に努めるとともに、困り事を抱えている子どもたちへは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用も図りながら、生徒指導体制と教育相談体制の充実に努めてまいります。

健やかな体の育成については、学校体育の充実や少年団、部活動の参加促進による体力・運動能力の向上を図るほか、フッ化物洗口による虫歯の予防と、食育推進計画による望ましい食習慣を通して、心身ともに豊かな健康の保持増進を図り、「学校の新しい生活様式」の徹底など、新型コロナウイルス感染症予防対策に取り組んでまいります。

国際理解教育については、現在のグローバル社会において主体的に生きていくために、英語指導助手の活用も図りながら、外国語学習活動を通して必要なコミュニケーション能力の育成に取り組んでまいります。

また、中学生の海外研修派遣事業につきましては、異文化交流を通じて国際的視野を持つ人材の育成を図るため、派遣先を変更し、効果的な事業内容を検討してまいります。

特別支援教育については、子どもの能力や可能性を伸ばし、自立して社会参加が図られるよう、保・小・中・高の連携による支援体制と子どもの特性に応じた支援方法の工夫・改善に努め、組織的・継続的な教育を推進してまいります。

教職員の資質向上については、研修への積極的参加を促進するとともに、十勝教育局による出前講座の導入など、子どもたちや保護者に信頼される学校づくりに意を注いでまいります。

また、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けて、学校における働き方改革を進めてまいります。

長崎県西海市との姉妹市町交流事業については、令和3年度は小学生10名を西海市から受け入れる計画であり、相互交流を進めてまいります。

中高一貫教育は、「地域の教育力を結集し、広尾の子どもは広尾で育てる」を基本理念に、今後も地域の理解と協力により、そのメリットを最大限に生かした教育を展開し、生徒の進路実現を支援してまいります。

また、学校間の連携についても、コミュニティ・スクールを軸とした小・中・高連携をさらに推進してまいります。

幼児教育については、今後も認定こども園や保育所、小学校との連携を強化しながら、町部局との協働体制を一層深めてまいります。

学校は、子どもたちの学習・生活の場であると同時に、災害時に避難施設としても重要な役割を担っています。

今後も計画的な施設の適切な維持管理を行い、安全・安心な教育環境の確保に努めてまいります。

学校給食については、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に必要な栄養バランスの取れた給食を提供し、健康の増進と体力の向上を図るとともに、食に関する指導を効果的に進めるため、栄養教諭指導の下、さらなる食育の推進に努めてまいります。

次に、社会教育関係であります。

3年目を迎えるコミュニティ・スクールでは、「広尾っ子応援団」の活動を促進してまいります。

新たに生涯学習コーディネーターを配置し、取組を強化し、より一層、家庭、学校、地域、それぞれの教育力を生かしながら、連携した事業の取組が円滑に進められるよう努めてまいります。

令和3年度から始まる、第3次の広尾町生涯学習推進計画については、関係機関等と連携して取り進めてまいります。

芸術・文化関係のサークル活動については、プロモーションビデオの作成を行い、広く周知に努め、地域や分野、年齢などを超えた団体間の交流と連携を図りながら、活動の活発化に向けて支援してまいります。

野塚公民館・音調津総合センターについては、地域の文化・交流活動の拠点施設として、利便性の向上を図りながら適正な管理に努めてまいります。

郷土の歴史や伝統文化の継承の役割を持つ博物館などについては、クイズラリーなどを通して、多くの方々に来館していただき、効率的な運営を図ってまいります。また、歴史遺跡の研究と保護・保存にも努めてまいります。

青少年の健全育成については、次世代を担う青少年の健全育成を引き続き図ってまいります。

国際交流については、中高生の海外研修派遣事業を継続実施するとともに、幼児教育におけるコミュニケーション能力育成の一環として実施している英会話教室を継続してまいります。

シーサイドパーク内のオオバナノエンレイソウについては、引き続き保全活動を行うとともに、北海道大学の協力の下、資料収集・整理を続けてまいります。

青少年活動の場である勤労青少年ホームについては、安全に施設を利用していただけるよう、適正な管理に努めてまいります。

スポーツ振興については、総合型地域スポーツクラブの研究など、町民一人一人が気軽にスポーツ活動に参加し、自らがスポーツに親しむ環境整備を図るとともに、体育連盟やスポーツ少年団などの関係団体や地域と連携し、スポーツ振興に努めてまいります。

体育施設については、利用者のニーズに応えるべく適正な管理に努めてまいります。

図書館については、図書館パワーアップ事業として、新たに導入した図書館システムや公共Wi-Fiの周知に取り組み、町民が利用しやすい環境の構築に努めてまいります。

また、「図書館サークル」「ブックスタート」「出前おはなし隊」など、ボランティアの協力を得ながら開催してまいります。

児童福祉会館については、社会教育関係団体や図書館サークル等の活動拠点として、支援を実施してまいります。

以上、令和3年度の教育行政の執行に関する基本的な方針について申し上げます。

教育委員会といたしましても、平成27年度に設置された総合教育会議において、町長部局との緊密な連携の下、広尾高校の存続に努めるとともに、将来の広尾町を担う子どもたちの教育環境の向上と、学校教育並びに社会教育のより一層の充実に取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、令和3年度の教育行政執行方針とさせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、教育行政執行方針を終わります。

ただいまの町政執行方針及び教育行政執行方針に対する質問は、9日の一般質問時に発言を許しますので、本日の午後3時までには具体的内容を記載した文書をもって通告願います。

◎日程第9 承認第2号

1、議長（堀田） 日程第9、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

令和2年度広尾町一般会計補正予算（第15号）であります。

次のページの専決処分書であります。

地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。

令和2年度広尾町一般会計補正予算（第15号）についてであります。

専決処分の理由であります。

除排雪に関する予算の不足が見込まれることから、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和3年2月1日であります。

3ページの令和2年度広尾町一般会計補正予算（第15号）であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,215万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億340万1,000円とするものであります。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正でありまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

補正の内容であります。

まず、歳入でありますけれども、18款1項繰入金、財政調整基金より繰入れをするものであります。

続きまして、歳出であります。

7款2項道路橋りょう費に除雪委託料及び排雪車借り上げ料2,215万5,000円を追加したものであ

ります。

以上で、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたしますを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎日程第10 報告第1号

1、議長（堀田） 日程第10、報告第1号 専決処分の報告についての報告を行います。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

専決処分書であります。

西通排水区流末改修工事請負契約の変更について、地方自治法の定めにより、専決処分をしたものであります。

処分日につきましては、令和3年2月3日であります。

専決処分の理由であります。令和2年議案第50号、第116号により議決を頂きました西通排水区流末改修工事の請負契約の締結について、本工事の施工に当たり、大雪など天候不良により工事が遅れたことに伴い、施工方法の変更及び工種を追加する必要が生じたため、設計変更による請負金額の変更を行ったものであります。

変更の内容であります。契約額を6,684万7,000円から7,167万6,000円とし、482万9,000円を増額したものであります。

以上で、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたしますを申し上げます。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、報告第1号 専決処分の報告について終わります。

◎日程第11 選挙第1号

1、議長（堀田） 日程第11、選挙第1号 広尾町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

選挙管理委員会委員が令和3年3月11日で任期満了となるため、地方自治法第182条の規定に基づき、選挙を行うものであります。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと求めます。

したがって、選挙は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法は、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

これより指名します。

広尾町選挙管理委員会委員に、下森久仁子氏、辻田廣行氏、鎌田利則氏、中山美智子氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま氏名しました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました下森久仁子氏、辻田廣行氏、鎌田利則氏、中山美智子氏、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員に、第1順位、近藤史和氏、第2順位、長田吉弘氏、第3順位、行木利江子氏、第4順位、徳永彰氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、近藤史和氏、第2順位、長田吉弘氏、第3順位、行木利江子氏、第4順位、徳永彰氏、以上の方が順序のとおり選挙管理委員会委員補充員に当選さ

れました。

◎日程第12 議案第2号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第2号 広尾町農林人材育成支援センター設置条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第2号 広尾町農林人材育成支援センター設置条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、最近における農業者の大幅な減少など、本町の農業、農村をめぐる状況の変化に鑑み、農業、農村の持続性を高め、次世代にこれを継承していくため、林業成長産業化の展望と併せて、現場を支える多様な人材の確保と定着を進める政策的観点から、シーサイドパーク内、林業振興センターの新たな利用施策を図る新規条例の制定についてお願いをするものであります。

林業振興センターは、昭和55年、国の林業構造改善事業の協業活動拠点施設として建設され、その後、内閣府の認定を受けた地域再生計画に基づく目的外使用の制限緩和によりまして、NPO法人の一まひろおに長い期間、活用いただいておりますが、当該法人の移転新築に伴い、間もなく町に返還されることになります。

つきましては、新年度に経年劣化補修と機能向上改修を行った上で、宿泊研修施設として開設し、地元産業団体や生産者、さらに指導機関と連携、協力した魅力ある実践的な学びの提供とともに、様々な交流機会を通じて移住者を増やし、本町を活性化する施策として「農林人材育成支援センター」という新たな名称をもって再度スタートを切り、積極的に運用を講じてまいります。

条例案の詳細につきましては、担当課長に補足説明いたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

平農林課長。

1、農林課長（平） それでは、議案第2号につきまして補足説明をさせていただきます。

条例本体により申し上げますので、議案書の8ページからお開きいただきたいと思います。

本条例は、全9条で構成しておりますが、主立った箇所につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、3条の使用者の範囲でございます。

町民である農林関係者、個人、団体のほか、体験実習や研修を希望する町外の方々とするものであります。

3行目のただし書の関係でございますけれども、研修生の滞在状況など、施設の稼働率に余裕が

ある場合には、柔軟な管理を図る趣旨でございまして、特に基幹産業の漁業に加えて、商工業との交流分野についても利用を促進したいと考えております。

1枚進んでいただきまして、第5条の使用の許可の制限でございまして。

この条例及び規則に違反をしたり、それから風俗を害するなど、センターの管理運営上不適当と認められるときには使用を制限し、または許可の取消しを行うものでございます。

次に、第6条の使用料でございまして。

まず、第1項におきまして、センターの使用料は無料とするものでございまして。この解釈でございまして、端的には第1条の設置の目的に沿った事業のための使用について適用するものでございまして、それ以外の営利目的での使用、それから例えば農業研修といえども一般の雇用従業員あるいは農業支援組織並みの所得を得ている場合にあっては、別表に定める使用料を徴することで運用を図ってまいりたいと考えております。

ここで、11ページをご覧いただきたいと思います。

別表（第6条関係）としている表でございましてけれども、別表の設定状況でございまして。

これにつきましては、管内の先進的な類似施設の例を参考にしつつ、一次産業の町としてそこに挑戦する若者の研修経費であったり、それから学生や就農希望者の交流経費の助成といった意味合いも含め、また、施設の老朽度なども勘案いたしまして、これが魅力の一環として先進地よりもさらに低めの料金を設定したものでございまして。

参考までに、町長諮問に基づきまして、去る2月24日、広尾町使用料・手数料等審議会を開催いただきました上で、同日付で妥当である旨の答申を頂き、ここに提出をしております。

恐れ入ります、9ページにお戻りいただきたいと思います。

第6条第3項をご覧ください。

第3項では使用料の減免を規定しておりますが、4点の事例につき、それぞれの減免要件と減免割合を定めているものでございまして。

第7条以下につきましては記載のとおりでございまして、説明は特に省略をさせていただきたいと思います。

最後に、附則の関係を申し上げます。

第1項の施行期日でございましてけれども、補修ないし改装工事に係る工期の都合から、公布の日から記載して6月を超えない範囲内において規則で定めることとさせていただきたいと思います。

第2項につきましては、現行の林業振興センターの設置及び管理に関する条例について、これを廃止するものでございまして。

以上、補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 今回のこの農林人材育成研修センターにつきましては、いわゆる従前の林業振興センターが、今までゆうゆう舎が使用していましたけれども、この3月に移転されるということでの部分かと思えますし、特に広尾町は農業が基幹産業だからということ踏まえて、近年は一方で後継者対策も必要だという状況でありますので、そういった必要性は認めるところであります。

この予算資料等々を見ますと、例えば農林人材育成支援センターの改修工事で850万4,000円とか、あるいは管理運営費が92万1,000円とのせられておりますけれども、資料を見たら1階、2階それぞれ6部屋を設けるということなのですけれども、定員については何人程度予定されているのか、それについてお尋ねしたいと思います。

また、今回は改修工事も外壁の塗装、屋根の改修、それから浴室ユニットの工事ということで850万円上がっておりますけれども、今後は部屋の改修ですとか、そういったものも当然生じるかと思うのですけれども、例えば時期ですとか、いわゆる事業費規模、そういったものについてどのように押さえておられるのか。

あと、管理運営費の中に、92万1,000円となっておりますけれども、この内容についてちょっと補足説明といたしますか、管理人を实际置かれるのかどうか。宿泊研修施設ですから当然そういったものが必要になってくると思うのですけれども、その点についてご説明いただきたいと思えます。

管内では新得町あるいは鹿追町がこの部分では先進地なのですけれども、例えば新得町は1996年からレディースファーム、この事業をやっていますし、鹿追町もピュアハウス、これもそれぞれやっておりますけれども、この施設は全員女性で集められているといたしますか、そういう中なのですけれども、本町のこの部分についてはどのような形で想定されているのか、その点についてもご説明を頂きたいと思えます。

1、議長（堀田） 平農林課長。

1、農林課長（平） 説明をさせていただきます。

まず1点目、定員の関係でございます。

町長からもありましたように、ゆうゆう舎が返還されてから必要な補修、改修、また、改装を施してからの開設ということになりますけれども、定員につきましては、今のところの改装計画から申し上げますと、1人用の個室が6個、それから複数名使用可能な宿泊施設が2個ということで、大体10名程度の定員を見込んでいるところでございます。

それから、順序がちょっと違うかもしれませんが、ランニングコストの状況でございますけれども、当初予算で計上しております92万円程度の内容につきましては、この改装等を全て終えて本格的に開設できる時期を8月ないし9月と見込んでおります関係で、令和3年については、年間を通じてということではなくて、月割りでもって予算計上しております。水道光熱費、そのほか火災報知器等の消防用設備、それから、し尿くみ取り料、建物の災害共済分担金等、もろもろの基礎的なランニングコストを含めまして91万7,000円程度計上しているところでございます。

それから、イニシャルコストでございますけれども、冒頭の施設の補修、改修部分でございます

けれども、当初計上につきましては、850万円程度計上してございます。ただ、実は、この中で冒頭申し上げました個室化の改修コストについては、当初に計上を見送っております。これにつきましては、農協さんのほうと整備財源といいますか、農協さんの分立の申入れもありまして、その辺の中身の調整で現在進めておりまして、当初予算への計上には間に合わなかったということがございます。

さらに、本町も拠出しております中山間事業、これにおきまして、令和2年度から第5期対策がスタートしているのですが、その中で集落機能強化加算という制度が上限200万円で設定されております。これがまさに人材の育成等に充当できる費用ということで、国の運用のほうで定められている部分でありまして、ただ、ここについては町ないし農協の管理するコストでなくて、協定集落、そこのお話合いの中で正式に決まるものですから、それがこれからだということで、ここについても確定した段階で補正で提案をさせていただきたいというふうなものでございます。

それから、管理人の関係でございます。

ご指摘のとおり、研修生が安心・安全に暮らせる、研修を受けられるというところの中で、ここについては実は町と農協、それから受入れ生産者の方で会をつくっていただいております。この3者でその辺についても今しっかりと検討を進めてございます。管理人の関係につきましても、中山間事業の先ほど申し上げました加算制度、この中での充当が可能だということで、国のほうから見解を頂いております。ただ、上限が200万円という中でございますから、それだけでは不十分ということで、施設の点検管理、こういった業務を我々行政、農協、それから生産者の方々と地域一体になって見守りの仕組みをつくるということも抱き合わせながら、そういったことをしっかり対策していきたいというふうに考えております。よろしく願いいたしたいと思います。

すみません、1つ漏れておりました。

それから、十勝管内の先進地である鹿追、新得の例は女性専用施設ということでお話がありました。当町におきましても、ここにつきましては基本的には女性向けとしてPRしていこうというふうに考えております。中には男性による応募もあると思いますけれども、例えば風紀だとか秩序の維持に必要な措置を講じるべきであり、安心して学べる条件整備の視点が重要であるということがその理由でございます。

男性にあっては、農協の賃貸管理住宅あるいは受入れ生産者による配慮を頂きながら対応できるものと考えてございます。以上です。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 1つに、先ほども言いましたけれども、新得町とか鹿追町でやっている、とりわけ鹿追町はレディースファームという形で、内外に女性専用といいますか、女性オンリーという形で示しておりますけれども、こういった内容について、条例規則にうたうわけにいきませんけれども、施設を今後開設するに当たっては、そういった女性専用ということをアピールすることによって、より多くの方が集まりやすい環境ができてくるのではないかとということで、その点どのよう

なふうに検討されているか。

それと、この事業なのですけれども、12月に可決されました第6次まちづくり推進総合計画、この中の実施計画にこの事業が掲載をされていないのですけれども、先ほど言いましたように、ゆうゆう舎につきましては、3年ほど前から移転の計画があったということで認識をしているわけでありますけれども、まちづくり推進委員会についても、この間2年以上にわたって多くの市民あるいは専門部会等でもやってきたわけでありますけれども、実際この中身の検討あるいは政策決定時期等々についてどのようになっているのか、これについてもう一度ご説明をお願いしたいと思います。

1、議長（堀田） 平農林課長。

1、農林課長（平） 説明をさせていただきます。

まず、先進2町の例に倣って新しく女性オンリーのアピール云々という部分でございますけれども、今現在、実は本町としては農業研修制度の仕組みから根本的に見直す作業を農協さん等と詰めてございます。これは今詳しくここで申し上げる時間がございませんけれども、ステップワンからステップスリーまでということで、それぞれの特徴、それから受入れの範囲、滞在日数、研修の期間等、細かなことを決めまして、そういったものが固まり次第、前広に町のホームページを活用したり、いろいろな媒体を使って、しっかりPRをしていきたいというふうに考えております。

それから、6次のまちづくり推進総合計画への登載状況ですが、特に実施計画案への登載ということだと思いますけれども、ここにつきましては、今日提案している人材育成支援センター、これが政策として、また、具体的な事業として決定した時期が、11月の議案審査特別委員会で計画審査が行われておりますけれども、それ以降の1月下旬になってその辺が固まってきたということで、そこにつきまして、この間の時間的なずれが実施計画に反映できない原因となっておるのは事実なわけですけれども、日々流動する政策立案作業でありますので、当然起こり得る事例かなとは考えております。

ただ、6次のまち計における位置づけでございますけれども、基本計画の各施策個表中の農業の振興、さらに雇用労働者対策、こういったところにおきまして、それぞれ前期5年間の重点取組として、多様な新規就農支援体制の構築であるとか、町外の人材受入れの取組、こういったものをしっかり掲げているところでございますので、総合計画との整合性は十分確保できており、ここについてはご理解いただける範囲ではないかと考えているところでございまして、ご理解いただければと思います。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 先ほども言いましたけれども、林業振興センターの今回の廃止という部分については、もう3年ぐらい前からそういった計画があったわけでありますけれども、基本的な部分として日々政策は変わるということで、1月末に今条例の起案をして決裁を受けたというふうなこと

なのでしょうけれども、基本的な部分として、この4月から第6次まちづくり推進総合計画がスタートするわけですが、直近で議会で議決をしたという経過がありますけれども、例えば15年ほど前なのですが、大型の備品を購入する際、いわゆる本当にいとまがなくて1次、2次、3次評価あるいはまちづくり推進委員会にも諮ることなく予算を提案したということで、やはり今までのこういったルールに反しているということで、議会から厳しく指摘を受けまして、それで当時の教育長、町長が陳謝をして、それで予算をお認めいただいたという経緯があるのです。少なくとも、今言ったように、事業評価を得て、それでまち計推進委員会に諮って、それで通常ですと3月の初日、ここで行政報告をして、いわゆるローリング、見直しをしますよね。それで初めて予算提案という形になってきている。この間、ずっとそういった手法というか、ルールでやってきますよね。今回、当然この実施計画に載っておりませんし、そういった意味では私は、今までのやり方で、15年前に遡りますけれども、それは正しくないのだというふうに思うのです。その点、理事者はどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いいたします。

1、議長（堀田） 田中副町長。

1、副町長（田中） まちづくり推進計画との整合性の関係でご質問を頂いております。

内容的には課長のほうから説明したとおりでありまして、この事業の決定が1月下旬にずれ込んでいるというところで、まちづくり推進委員会でのご審議には間に合わなかったというところがございます。

今、議員のほうからご質問のあった、その場合であっても、まちづくり実施計画の変更、追加等について、本議会での提案も可能であったのではないかとご指摘でありますけれども、基本的にまちづくり推進総合計画の基本目標、基本計画、基本構想の部分について議決を頂いておりまして、その中で課長が申し上げましたように、農業振興の分野あるいは人材育成も含めて、基本的な関係での議決を頂いているというところで、その部分についてはご理解を頂いているというふうに思っております。

実施計画の部分についてでありますけれども、過去の例を今お話しされましたけれども、物理的にやっぱり間に合わない部分というのはどうしてもありまして、この部分についてはまちづくり推進総合計画の委員会の中でもお話をさせていただきましたけれども、各年度の予算の中でもそういったことを提案させていただいて、後づけにはなりますけれども、実施計画のほうについては、適切な時期に改定をさせていただくということで進めさせていただきたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 認めます。

4番、前崎議員。

1、4番（前崎） 時間がないというのは、それぞれ十分理解できますけれども、やっぱり今まで

築き上げてきたルールというのは、時間がないからという一言で片づけられるものではないと思うのです。例えば2月25日に、まちづくり推進委員会を開催していますよね。少なくとも3月の提案で1月末に起案してというのは、ちょっと私は非常に遅いと思うのですけれども、そこをきちとやっぱりわきまえてやらなければ、時間がないからということで、そうやってルールを無視されたら、ケース・バイ・ケースでそういったことがまかり通るのではないかというふうに非常に危惧をしているのです。そこはきちと理事者も踏まえてやっていただかないと、やっぱりこれから若手の職員がこういった事業執行をする際にも、きちとその点の認識をする必要性があると思うのです。その点でもう一度お答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 行政の手続の進め方についてのお話でありますけれども、この第6次のまちづくり推進総合計画、これは議会の議決を頂いているのは、基本構想、基本計画でありまして、実施計画は議決の対象外であります。それはもう議員が長期計画を担当していたご本人でありますから、十分ご承知のとおりであります。ただ、参考資料として基本構想、基本計画を実施する上で、基本計画というのを参考資料でお示しをしているところであります。ですから、この実施計画に載っていない事業がたくさんあります。それを議員が今おっしゃった、全て載せなくてはならなければ、もう不可能に近い作業になります。ぜひご理解を頂ければというふうに思っています。町が行政執行する上の実施計画、たくさん載っていない分、ソフト、ハードを含めてたくさんあるのです。ぜひご理解を頂ければというふうに思っています。

ただ、政策を実行する上で、できるだけ実施計画に載せて、そして基本構想、基本計画にこの部分で反映させていくのですよという方式を取っているところでありまして、今回載せるべきだということのご指摘もあろうかと思っておりますけれども、議会の議案審査には間に合わなかったのは事実であります。それまでずっと事務的に積み上げてきて、議会での審議には間に合わなかったということ、ぜひご理解を頂ければというふうに思っております。まちづくり推進委員会につきましては、今年度の事業の結果として年度末に報告をさせていただく、そういう手法を取らせていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） ほかに。

（「なし」の声あり）

別になれば、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第2号 広尾町農林人材育成支援センター設置条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

午後 1時52分 休憩

午後 2時05分 再開

再開します。

◎日程第13 議案第3号

1、議長（堀田） 日程第13、議案第3号 広尾町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第3号 広尾町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料1ページをお開き願います。

本案は、12月定例会において議決を頂きました新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例に関する附則の改正でありまして、議案資料にありますように、左側の改正前は作業についてのみの規定となっておりましたが、今回、右側の改正後については、感染症の患者があった施設、これは町長が認めるものでありますが、その例で説明をさせていただきます。

現在、道が運営する軽症の感染者が入所する、①、宿泊療養施設への職員の派遣、また、②の感染症が発生した介護施設への職員派遣に対応するため、当該施設において作業した場合の手当の額を新たに定めるものであります。

また、本年2月13日に本条例附則において新型コロナウイルス感染症を定義しておりました政令が廃止されたことに伴いまして、所要の改正を行っております。

新旧対照表がありますので、併せてご覧いただければと思います。

附則において、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日前日までに同第2項に規定する作業に従事した場合について適用したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第3号 広尾町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第4号

1、議長(堀田) 日程第14、議案第4号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第4号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

議案資料4ページであります。

本案は、令和2年度税制改正において未婚のひとり親を対象とした控除規定が創設されたことに伴い、別表の備考の2、下線の引いてある部分ですが、未婚のひとり親に地方税法の寡婦(寡夫)控除が適用されるものとみなす規定、これを削除し、備考3から備考9までを繰り上げ、それに伴う文言の改正を行うものであります。

附則におきまして、令和3年4月1日から施行し、令和3年9月分以降の利用者負担額について適用したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしく願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第4号 広尾町保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第5号

1、議長（堀田） 日程第15、議案第5号 広尾町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第5号 広尾町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、行政報告でも申し上げましたように、第8期の計画期間である令和3年度から令和5年度までの介護保険料の基準額を第5期から4期連続で同額のまま据え置いて、年額5万2,800円、月額4,400円とし、保険料率の特例措置、低所得者に対する公費負担軽減についても引き続き定めるものであります。

また、附則第17条の改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正によりまして、新型コロナウイルス感染症の定義部分を改正するものであります。

附則において、令和3年4月1日から施行し、附則の改正につきましては、公布の日から施行したいとするものであります。

議案資料の5ページに新旧対照表がありますので、ご確認願えればと思っております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第5号 広尾町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第6号～日程第17 議案第7号

1、議長(堀田) 日程第16、議案第6号 広尾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第17、議案第7号 広尾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第6号 広尾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第7号 広尾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、いずれも関係する厚生労働省令の改正により、虐待防止等のために必要な体制整備や職員研修の実施等の規定をそれぞれ追加する改正を主体とするものであります。

新旧対照表につきましては、資料の10ページからであります。

また、議案第7号につきましては、14ページから掲載をしておりますので、ご確認願えればと思います。

なお、それぞれの附則におきまして、令和3年4月1日から施行したいとするものであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。議案第6号 広尾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第7号 広尾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号と議案第7号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第6号 広尾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第7号 広尾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第8号～日程第19 議案第9号

1、議長(堀田) 日程第18、議案第8号 広尾町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてと日程第19、議案第9号 広尾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長(村瀬) 議案第8号 広尾町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第9号 広尾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、いずれも関係する厚生労働省令の改正及び高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しに合わせて、虐待防止のための措置に関する事項と業務継続計画の策定、そして感染症の予防及び蔓延の防止のための措置等の条項と、雑則として新たに章を設け、電磁的記録等の条項を追加する

ものであります。

また、議案第8号中、条例第5条第2項の居宅支援の事業所の管理者の改正につきましては、議案資料の24ページの下段にありますように、附則の経過措置を改正するものであります。第2項で、主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで延長し、第3項として、管理者の急な退職や転居等、不測の事態により主任介護支援専門員を管理者とすることができない場合の要件適用を猶予することを定めるものであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案2件に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。議案第8号 広尾町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第9号 広尾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して討論、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第8号と議案第9号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第8号 広尾町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてと議案第9号 広尾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第10号

1、議長（堀田） 日程第20、議案第10号 広尾町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定

についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第10号 広尾町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の改正の内容につきましては、本年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対して傷病手当金の支給を規定する附則第2項の当該感染症の定義を改正するものであります。

議案資料の32ページに新旧対照表があります。

なお、本条例は、附則において、公布の日から施行したいとするものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第10号 広尾町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第11号

1、議長（堀田） 日程第21、議案第11号 広尾町観光案内所指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第11号 広尾町観光案内所指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

本案は、指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

施設の名称は、広尾町観光案内所であります。

指定管理者としては、広尾町公園通南2丁目9番地2、株式会社O2、代表取締役尾矢利昭であります。

指定期間については、令和3年4月1日から令和8年3月31日であります。

事業者の選定につきましては、昨年12月21日から今年の1月22日までの1か月間公募した結果、株式会社O2、1社からの応募があり、指定管理者の指定手続等に関する関係規定に基づき指定管理者候補者選定委員会に諮問し、令和3年1月29日に同委員会が開催をされ、関係書類、審査の結果、指定管理者とすることが適正であるとの答申を受け、当該事業者を指定管理者に指定したいとするものであります。

以上で、提案理由とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第11号 広尾町観光案内所指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第12号

1、議長（堀田） 日程第22、議案第12号 町道路線の変更及び廃止についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 議案第12号 町道路線の変更及び廃止について提案理由を申し上げます。

議案資料については、33ページであります。

本案は、道路法第10条第3項の規定により、町道路線の変更及び廃止について議会の議決を求めるものであります。

初めに、町道路線の変更であります。

議案資料の位置図1の中広尾道路について、道道に昇格されている道道音調津陣屋線の整備事業完了に伴いまして、町道の中広尾道路へ引き継ぎされることと併せて、位置図の右下、旧起点国道336号から新起点の中広尾橋へと変更するものであります。

なお、この間の205.15メートルは、道道へ引き継ぎされることになります。

次に、議案資料34ページをお願いいたします。

町道路線の廃止であります。

2のルベシベツ海岸道路におきまして、トンネルの定期点検結果を踏まえ、道路利用者とも協議を進め、位置図に示している路線を廃止するものであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第12号 町道路線の変更及び廃止についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

明日4日は、午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時29分